

# 公立大学法人山口県立大学事務職員自主研修制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人山口県立大学に勤務している事務職員（以下「事務職員」という。）の自主研修制度について必要な事項を定めるものとする。

## (制度の目的)

第2条 自主研修制度は、事務職員が自主的、自発的に研修・研究（以下「研修等」という。）を行うことにより、職務に対する意欲の向上と、業務の適正化・効率化に向けた更なる意識改革を図ることを目的とする。

## (制度の対象者等)

第3条 この制度の対象となる事務職員は、山口県から派遣された職員を含むすべての正規事務職員とする。ただし、グループで研修等を行う場合は、臨時職員又は非常勤嘱託として勤務している事務職員もグループの構成員として加えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認める場合は、他の大学の職員その他外部の者（以下「学外者」という。）と共同で研修等を行うことができる。

## (対象となる研修等)

第4条 対象となる研修等は、次のいずれかのものとし、通常の業務に支障のない範囲内で、勤務時間中においても行うことができるものとする。

- (1) 本学の大学運営に関して業務の改革・改善の提案を行うことを目的として行う研修等
- (2) 前号のほか、本学の教育研究の向上、地域貢献活動の推進に資する研修等

## (研修等の認定)

第5条 研修等の実施を希望する事務職員又はグループの代表者（以下「申請者」という。）は、研修等計画書（別記第1号様式）により、5月末（平成20年度にあつては、6月末）までに理事長に申請し、認定を受けるものとする。

2 前項の申請において、その件数が少数である場合には、理事長は8月末を期限として、別に申請を受け付けることができるものとする。

3 前2項の申請を行うことができるのは、個人、グループを通じて事務職員1人につき、1件に限るものとする。

4 理事長は、第1項又は第2項の申請があつたときは、その内容を審査の上、研修等の認定の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

## (研修等の期間)

第6条 研修等の期間は、認定を受けた日からその年の12月末までとする。ただし、

理事長が特に認める場合は、認定を受けた日からその翌年の12月末までとする。

(活動経費の助成)

第7条 理事長は、研修等を行う個人又はグループに対して、予算の範囲内で助成を行うことができるものとし、その上限は、原則として次のとおりとする。

- (1) 個人 年10万円
- (2) グループ 年20万円

2 助成の対象とする経費は、次に掲げるものとする。ただし、共同で研修等を行う場合の学外者に係る経費は、助成の対象外とする。

- (1) 旅費
- (2) 講師謝礼金
- (3) 会場借上料
- (4) 図書、資料等購入費
- (5) 研修会等参加費
- (6) 通信運搬費
- (7) その他研修等に必要経費

3 申請者が第1項の助成を受けようとするときは、第5条第1項又は第2項の申請の際に、研修等助成金交付申請書(別記第2号様式)を併せて理事長に提出するものとする。

4 理事長は、前項の助成金の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金を交付すべきであると認めるときは、研修等の認定と併せて、当該申請のあった年度の交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

(成果報告等)

第8条 研修等の実施について認定を受けた者(以下「自主研修実施者」という。)は、研修等の期間の末日までに、研修等成果報告書(別記第3号様式)により、理事長に報告を行わなければならない。

2 助成金の交付決定を受けた者は、交付決定のあった年度ごとに、理事長の指定する日までに、研修等助成金実績報告書(別記4号様式)により、理事長に報告を行わなければならない。

(成果等の活用)

第9条 理事長は、前条第1項の報告を受けた場合において、優れた提案、成果等があると認めるときは、職員表彰による顕彰、予算又は業務への反映に努めるものとする。

(助成金の額の確定)

第10条 理事長は、第8条第2項の報告を受けた場合は、助成金の額を確定し、当該助成金の交付決定を受けた者に通知するものとする。ただし、当該助成金の確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略することができるものとする。

(報告)

第11条 理事長は、研修等の実施に関して必要があると認めるときは、自主研修実施者に対して報告を求めることができる。

(任期付事務職員に係る取扱い)

第12条 任期の定めのある事務職員は、当該任期中に少なくとも1回は研修等の申請を行うものとする。

2 任期の定めのある事務職員については、研修等による成果を、当該任期の満了に際して新たに任期の定めのない労働契約を締結するか否かの判断基準の一つとして活用するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、自主研修制度の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。